

令和2年度十和田市第2次飲食業支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている飲食事業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和2年度十和田市第2次飲食業支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類一宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76－飲食店及び中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する事業をいう。
- (2) 店舗等 飲食業を営業するための建物をいう。ただし、移動可能な設備で飲食業を営み、市内に住所を有する飲食事業者にあつては、その設備を店舗等とみなす。
- (3) 飲食事業者 市内に店舗等を有し、飲食業を営む事業者をいう。
- (4) 売上高 飲食事業者の店舗等における売上をいう。ただし、飲食業とその他の事業を営んでいる事業者にあつては、飲食業に係る売上をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請日時時点で、市内で1年以上継続して営業（自主的休業又は時間短縮営業を含む。）している飲食事業者であつて、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和2年10月から令和3年3月までの任意の1か月（以下「減収月」という。）の売上高が前年同月の売上高と比較して3割以上減少して

いること。ただし、創業後1年を経過していない飲食事業者にあつては、減収月の売上高が、同月の前月又は前々月の売上高と比較して3割以上減少していること。

- (2) 給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること。
- (3) 個人事業主にあつては、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業所得等に係る確定申告又は住民税の申告を行っていること。
- (4) 法人事業者にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (5) 令和2年度の市税等に滞納がないこと。ただし、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来した市税について地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を受けたものは、支給の対象とする。
- (6) 新型コロナウイルスに係る業種別のガイドライン等に基づく感染症対策を講じていること。
- (7) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1店舗等当たり20万円とする。ただし、減収月の前年同月（創業後1年を経過していない事業者にあつては、減収月の前月又は前々月）の売上高が20万円未満の場合は、当該売上高の千円未満を切り捨てた額とする。

（給付金の支給の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年度十和田市第2次飲食業支援給付金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出が困難な場合に限り、他の方法により提出することができるものとする。

- (1) 個人事業主にあつては、令和元年分確定申告書類又は令和2年度住民税申告書類等の控え等の写し
- (2) 法人事業者にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
- (3) 減収月及び前年同月（創業後1年を経過していない事業者にあつては、減収月の前月又は前々月）の売上高等が分かる帳簿等の写し
- (4) 飲食店の営業許可証等の写し
- (5) 令和2年度の市税等に滞納がないことを証する書類
- (6) 感染対策を講じていることがわかる書類等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（申請受付期間）

第6条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和3年3月8日から4月30日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は受付期間を5月31日までとする。

2 郵送による提出は、申請受付期間内の消印のあるものを有効とする。

（給付金の支給の決定及び給付金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、及び給付金の額を確定し、令和2年度十和田市第2次飲食業支援給付金支給決定通知及び給付金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、前条により額を確定した後に口座振込の方法により支給するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 前条の規定による支給の決定及び給付金の額の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。